

# 孫への教育資金贈与と相続税法

全容をお知りになりたい方は、税理士法人 成長会計研究所までお問い合わせください。

税理士法人 成長会計研究所

<http://tassei.jp/>

【姫路本社】〒670-0081  
 兵庫県姫路市田寺東3丁目9-17 101  
 TEL:079-295-8123 FAX:020-4668-6218  
 【東京支社】〒110-0005  
 東京都大東区上野5-7-7 公徳堂ビル  
 TEL:03-3834-0551 FAX:020-4668-6218  
 e-mail : info@tassei.jp



※書店で買った参考書、下宿代、受験の際にかかる宿泊費や交通費留学渡航費などは対象外

教育資金とは	対象	非課税限度額
学校教育費	学校等に支払われる入学金、授業料	1,500万円
学校教育費以外	学習塾や習い事「謝礼」「月謝」「会費」「講習料」	1,500万円の 内500万円

領収書が必要で、  
保管義務があります

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間、30歳未満の子・孫に直系尊属である祖父母等から授業料等の教育資金を銀行等に信託契約（孫名義）して預ければ、1人当たり1500万円まで贈与税を課されないんです

おじいちゃんありがとう!



税理士法人 成長会計研究所 <http://tassei.jp/>